

損害賠償及び和解に関する件

令和2年(2020年)9月23日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 相手方

北広島市在住者

2 事故の概要

- (1) 令和元年11月8日、札幌市東区北26条東20丁目路上において、ごみ収集中の環境局の塵芥車<sup>じんがい</sup>から降車する際に開けたドアが、当該塵芥車<sup>じんがい</sup>の右側を走行していた相手方の自動車に接触した。
- (2) これにより、相手方の所有する自動車が破損するとともに、相手方は、頸部<sup>けい</sup>捻挫及び左上腕部挫傷の傷害を負い、約6か月間通院した。

3 損害賠償の額

(1) 物損分

52,888円

(2) 人損分

1,179,159円

(3) 合計額

1,232,047円

(理由)

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。